

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第 0173800178 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	9
7. 残置物引取人.....	11
8. 苦情の受付について.....	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 新冠町
- (2) 法人所在地 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
- (3) 電話番号 0146-47-2111
- (4) 代表者氏名 新冠町長 山本 政嗣

2. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 12 年 12 月 13 日
北海道指定第 0 1 7 3 8 0 0 1 7 8 号

(2) 施設の目的

当ホームは、介護保険法の施行に従い利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者の生活に必要な居宅等の利用をはかり、さまざまな施設介護サービス及び栄養マネジメントサービスの提供をいたします。尚、身体上又は精神的に著しい障害があるために常時、介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 新冠町立特別養護老人ホーム 恵寿荘

(4) 施設の所在地 北海道新冠郡新冠町字中央町 5 番地の 3 6

(5) 電話番号 0 1 4 6 - 4 7 - 2 3 5 5 (FAX0146-47-2344)

(6) 施設長(管理者)氏名 湊 昌行

(7) 当施設の運営方針

当ホームは、心身の障害などから常時介護を必要とするお年寄りの生活の場であるとの観点から、利用者のさまざまなニーズや施設介護サービス及び栄養マネジメントサービスの計画に基づいた質の高いサービスの提供をめざし、職員の資質向上をはかると共に、愛情と誠意、人格、信頼関係のもとに、健康で明るい日常生活を送っていただくことを基本としています。

1. 利用者の人格、福祉の精神を共通の理念とし、潤いと生きがいのある場づくりに努めます。
2. 利用者のニーズや質の高いサービスの提供を図るため、意志の疎通を密にすると共に職員の資質向上に努めます。
3. 家族、地域住民との連携を密にし、明るく、安心して信頼される生活の場づくりにつとめます。
4. 快適で安全に生活していただくため、施設設備の充実とよりよい環境づくりに努めます。

(8) 開設年月 昭和 5 8 年 4 月 1 日

(9) 入所定員 5 0 人

(10) 第三者評価の実施状況

当ホームでは第三者評価を受けておりません。

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 2 人部屋と 4 人部屋ですが、居室の変更等希望がありましたら、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考	
2人部屋	3室	1人当り	9.16㎡
4人部屋	11室	1人当り	8.25㎡
合計	14室		
食堂	1室		
機能訓練室	1室	[主な設置機器]平行棒、歩行器、車椅子ほか	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽	
医務室	1室		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	18名以上	17名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名以上	2名
5. 機能訓練指導員（看護師兼務）	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師（非常勤）	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	休暇
1. 施設長	正規の体制時間帯（8：30～17：15）	
2. 生活相談員	正規の体制時間帯（8：30～17：15）	
3. 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早出 6：15～15：00 2～3名 ・中出 7：30～16：15 1名 ・普出 9：00～17：45 3～4名 ・夜勤 16：00～9：30 3名 	交互

4. 看護職員	・早出 8:00～16:45 0名 ・普出 8:30～17:15 2名 ・遅出 8:45～17:30 0～1名 夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。	交互
5. 機能訓練指導員	正規の体制時間帯（8:30～17:15）常勤で勤務	
6. 介護支援専門員	正規の体制時間帯（8:30～17:15）常勤で勤務	
7. 医師	月、火、木曜日（14:00～16:00）	
8. 管理栄養士	正規の体制時間帯（8:30～17:15）	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割若しくは、所得に応じ8割または7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の作成する栄養ケア計画に基づく献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8:00～8:30 昼食 12:00～12:30 夕食 17:00～17:30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金> (契約書第 5 条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

※次の表は利用料金が 1 割負担の場合の方の料金表となります。ご入所様の所得に応じて利用料が 2 割負担または 3 割負担となる場合もありますのでご了承願います。

区 分	加 算 名	負担額(1 割)	内 容 の 説 明
①基本額 (日額)	要介護 1	日額 589 円	介護保険の介護老人福祉施設を利用した際の基本料金です。
	要介護 2	日額 659 円	
	要介護 3	日額 732 円	
	要介護 4	日額 802 円	
	要介護 5	日額 871 円	
②加算額 (日額)	看護体制加算Ⅰイ	日額 6 円	常勤の看護師を 1 名以上配置した際の加算です。
	看護体制加算Ⅱイ	日額 13 円	看護職員を基準人員より 1 名以上多く配置した際の加算です。
	栄養ケアマネジメント強化加算	日額 11 円	常勤管理栄養士を 1 名以上配置し、入所者ごとに多職種で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察・調整を行い、問題がある場合は早期に対応。また、この情報を厚生労働省に提出した際の加算です。
	夜勤職員配置加算Ⅲイ	日額 28 円	夜勤時間帯の介護・看護職員を最低基準より 0.9 名多く配置し、かつ、夜勤時間帯を通じ喀痰吸引等業務の登録している介護福祉士を配置した際の加算です。
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	日額 18 円	介護職員の総数のうち、60%以上の割合で介護福祉士を配置した際の加算です。
	外泊加算 ※該当事のみ	日額 246 円	入院及び帰省等により施設外にて外泊される場合は外泊加算として 1 ヶ月に 6 日を限度として負担して頂きます。(1 回の入院及び帰省等に月をまたがった場合においては最高 12 日間が限度となります。)
	初期加算 ※該当事のみ	日額 30 円	新たに入所された日から 30 日間及び 30 日を超える入院をされた場合の退院後 30 日間については、様々な支援が必要となることから初期加算を負担して頂きます。

③加算額 (月額)	科学的介護推進体制加算Ⅰ	月額 40円	入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、そのフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上の取り組みをした場合の加算です。
	ADL維持等加算Ⅱ	月額 60円	入所者全員を対象とし、開始月とその6か月後ADL値を測定。厚生労働省が定める基準で6か月間のADL維持値を算定し、前年度の結果が平均2以上となった場合の加算です。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<居住費・食費>

区 分	居住費(多床室)	食 費
利用者負担 第1段階	0円	日額 300円
利用者負担 第2段階	日額 430円	日額 390円
利用者負担 第3段階 ①	日額 430円	日額 650円
利用者負担 第3段階 ②	日額 430円	日額 1,360円
利用者負担 第4段階	日額 915円	日額 1,445円

※ご利用者が、入院又は外泊された場合は、6日目まで(月をまたがった場合においては最高12日間まで)居住費の負担をいただきます。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

②理髪

[理髪サービス]

2か月に一度、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。(偶数月)

利用料金: 1回当たり2,000円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
 利用料金：1か月当たり 1,000円（貴重品管理費として利用料と一緒に請求させていただきます。）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

主なレクリエーション行事予定

月	行事とその内容（例）	備 考
1月	中旬－新年交流会・年賀状抽選会 （獅子舞等の余興や、ホームからの年賀状の抽選を行い施設と家族の交流を図る。）	
2月	3日－節 分（施設内で豆まきを行います。） 中旬－誕生会（2,3月生の誕生者を祝います。）	
3月	3日－ひなまつり（おひなさまの飾り付けを行います。） 中旬－講話会（彼岸入りにあたり、住職等による講話を聞きます。）	
4月	下旬－誕生会（4,5月生の誕生者を祝います。）	
5月	上旬－観桜会（静内二十間道路での桜を観賞します。）	
6月	中旬－誕生会（6,7月生の誕生者を祝います。）	
7月	上旬－家族交流会（野外で料理、レクリエーション等家族との交流をはかります。） 下旬－ふるさとまつり（中庭で山車を観賞し夏の一時を楽しみます。）	
8月	下旬－誕生会（8,9月生の誕生者を祝います。）	
9月	中旬－敬老会（家族との交流、健康で長生きすることを共に祝います。） 講話会－（彼岸入り、住職の講話を聞きます。）	
10月	上旬－紅葉観賞（町内での紅葉を観賞します。） 下旬－誕生会（10,11月生の誕生者を祝います。）	
11月	上旬－芸能まつり（文化週間をとらえ、地域芸能にふれる機会をもうけます。）	

12月	中旬－誕生会、クリスマス会（12,1月生の誕生者を祝うと共に、クリスマスの雰囲気を楽しむ。） 31日－年越会（健康で過ごせることを感謝し、新しい年を迎えることの喜びをかみしめます。）	
-----	--	--

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。但し、全ての利用者に対して一律に提供するものではなく利用者が選択できます。

1日当たり 70円

※ 日用品

フェイスタオル、バスタオル、ボディタオル、ボディーシャンプー、リンスインシャンプー、石鹸、歯磨き粉、歯ブラシ、ポリドント、洗口液、ティッシュペーパー、カミソリ等

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 5,890円

⑧ 利用者の送迎に係る費用

利用者の通院や入院時の送迎サービスを行います。

町外（町内走行分は除く） 1キロ当たり 20円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 窓口での現金支払
- イ. 下記指定口座への振り込み
 - ① 苫小牧信用金庫新冠支店
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
 - ① 苫小牧信用金庫新冠支店

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	新冠町立国民健康保険診療所
所在地	北海道新冠郡新冠町字中央町5番地の14
診療科	内科、整形外科、外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	新冠ファミリー歯科医院
所在地	北海道新冠郡新冠町字北星町5番地の83

(5) 事故発生時の対応について

サービス利用中に事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、施設側の責に帰すべき事由による事故については、損害賠償に応じます。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、当分の間は適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 3か月以内の入院の場合

当初から3か月以内の退院が見込まれて、実際に3か月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円（自己負担額）

② 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3か月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できますように努めます

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 新冠町立特別養護老人ホーム「恵寿荘」

説明者職名 氏名 主任介護支援専門員 上 垣 寿 江 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印 (続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 1, 594. 17 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。※通所介護は指定管理者制度を導入
[短期入所生活介護]平成12年 2月10日指定 北海道 第0173800178号 定員10名
[通所介護] 平成12年12月15日指定 北海道 第0173800384号 定員18名

(4) 施設の周辺環境*

当施設では、市街地の中心部に位置しており、交通面でも便利で近くには小学校、老人憩いの家等もあり、人々の動きを身近に感じることもでき、日当たりもよく騒音も少なく、静かな環境のもとで生活することができます。

又、入所者の健康管理の面では、新冠町国保診療所と渡り廊下で結ばれている為、緊急時等の医療面での対応、体制は整っております。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上のお世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員（看護職員兼務）を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（非常勤）を配置しています。

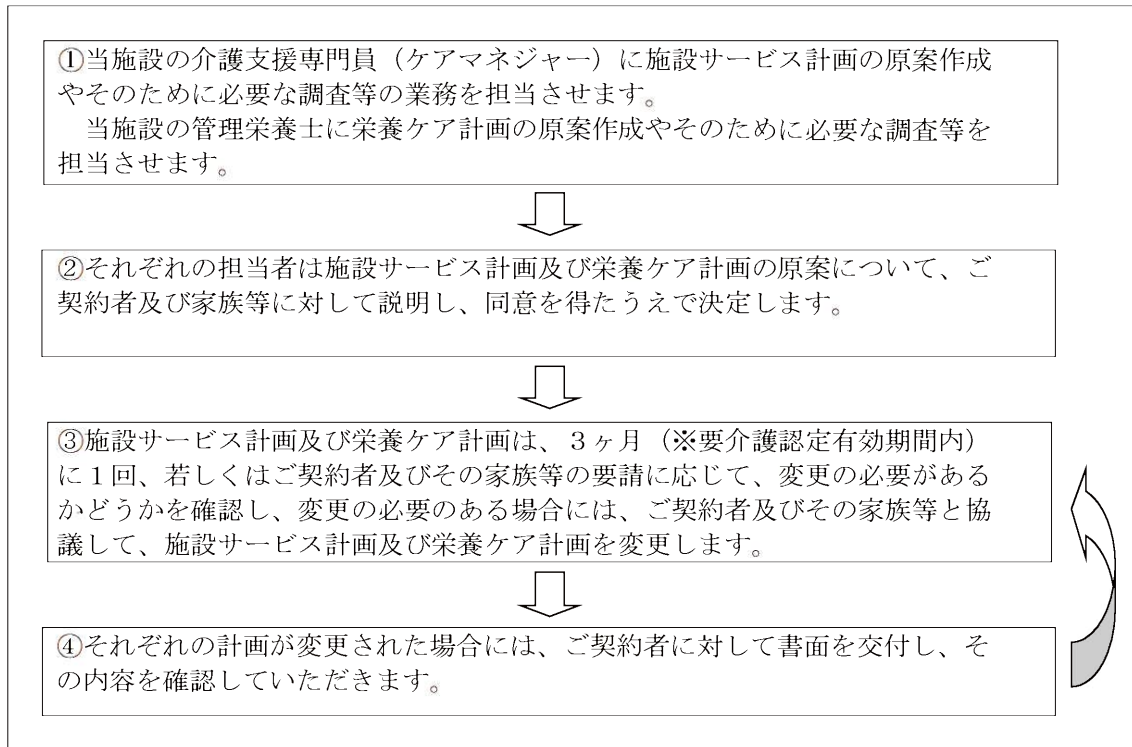
管理栄養士…ご契約者の栄養ケア計画を作成し、栄養ケアマネジメントを担当します。

1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」及び「栄養ケア計画」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」及び「栄養ケア計画」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ア、ご利用者の衣服、下着、寝巻（パジャマ）及び日用品

イ、ご利用者の教養娯楽品（施設で許可した物）

ウ、衣料等整理箱（施設での許可した物）

エ、その他、施設と協議した物品

(2) 面会

①面会時間 9：00～21：00

②来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。又、事務室前に備え付けの面会簿綴りにご記入ください。また、来荘の際は手の消毒をお願いします。

③利用者への飲食物の差し入れは、その都度、必ず職員に届け出て下さい。

④小動物（犬、猫）、危険物の持ち込みは、固くご遠慮願います。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。